

福島県環境審議会議事録

(平成17年9月26日)

司会（小檜山生活環境部企画主幹）

ただ今から、福島県環境審議会を開会いたします。

審議に入ります前に、委員変更のお知らせをします。

福島県農業会議の 山ノ内 健壽（やまのうち けんじゅ）氏が辞任され、後任として、9月22日付けで、佐川 栄蔵（さがわ えいぞう）氏が就任されましたのでご紹介いたします。

佐川委員よろしく願いいたします。

佐川委員

おはようございます。ただいまご紹介いただきました、福島県農業会議の佐川でございます。どうぞよろしく願います。

司会（小檜山企画主幹）

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第7条第3項に基づく定足数に達しておりますので、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、同条例第7条第2項に基づきまして、中村会長に議長をお願いすることにいたします。

中村会長

おはようございます。委員の皆様方には、公私ともにお忙しいところ、ご出席頂きましてまことにありがとうございます。

さて、本日御審議いただきます議題は、その他を含めまして3件の予定でございます。

まず、第1の議題は、5月26日付けで諮問があり、これまで第1部会で審議を重ね取りまとめを行っていただいた「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）中間とりまとめ（案）」でございます。本日はこれまで御審議いただいた事項について第1部会から報告をいただき、本審議会での中間とりまとめとして承認いただく方向で御審議いただきたいと思っております。

次に、第2の議題は、7月29日付けで諮問があり、現在第2部会で審議中でございます「福島県廃棄物処理計画」のうち、計画に規定する指標の見直し（案）でございます。各部会長の審議につきましては、精力的に御尽力いただいた当審議会の皆様ならびに事務局の皆様方には心から敬意を評し、また深く感謝を申し上げます。

第3の議題はその他でございます。

委員の皆様方には、活発なご議論、積極的なご意見、建設的なご提言、ご協力をよろしく願いいたします。

それでは、はじめに、議事録署名人を選出いたします。

私の方から指名することとしましてよろしいでしょうか。

（異議なし）

中村会長

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議事録署名人として、畠山昭紘委員と、引地宏委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。まず、議事(1)の「福島県循環型社会形成推進計画(仮称)中間とりまとめ(案)」についてでございますが、第1部会でとりまとめた内容につきまして、中井部会長さんからご報告をお願いします。

中井第1部会長

それでは、第1部会から「福島県循環型社会形成推進計画(仮称)中間とりまとめ(案)」についてご報告いたします。

まず、最初にこれまでの審議会での検討の経過について、簡単にご説明させていただきます。先ほど会長から説明ありましたように、5月26日に環境審議会の全体会で推進計画の諮問がございました。当日は、事務局から計画の骨子案について説明がありまして、具体的な内容については第1部会で審議していくことで了承を得ました。また、計画の期間や「もったいない」の取扱い等について委員から意見が出されたところがございます。

それから、部会の方に預かりまして、これまでに3回の部会を開催して参りました。まず、1回目は6月16日でございますが、事務局より提出ありました推進計画の骨子案について、委員間で意見交換を行いました。各項目について様々な意見が出まして、さらに全体でも若干触れられておりました「もったいない」の取扱い等について委員から多くの意見が出たため、当日の会議時間が不足することとなりまして、議事の途中で審議を終了せざるを得なかったため、当日の議題について各委員から文書で意見をいただくということで第2回の部会に引き継ぐことになりました。

続きまして、2回目の部会は7月29日に開催いたしました。前回で出された意見あるいは文書で提出された意見等をもとに原案について加除修正を行い、推進計画(案)について事務局より説明をいただきました。また、委員からは「もったいない」の取扱いについてさらに意見が出されましたが、部会として一応「もったいない」の取扱いについてはこのようにすればよいのではないか、との取扱いの決着をみたところでした。

引き続きまして、3回目の部会は先週の9月20日に開催しまして、7月の審議会で出された意見等をもとに、本日の中間とりまとめ案の原案になる案について事務局より説明を受けました。中間とりまとめ案につきましても、委員間で活発に意見交換が行われまして、時間的な制約もございましたので、前回出された様々な意見の修正等については部会長に一任をいただくということで、本日の中間とりまとめ案となっております。時間的な制約から、本日まで修正されていないという部分につきましては、次回の部会でその取扱いを含めてご報告させていただきたいと思っております。

それでは、具体的な中間とりまとめ案の説明に入ります前に、資料1-1をご覧くださいと思います。推進計画の全体の構成についての資料でございます。1~8までの構成になっておりますが、4~7のあたりが本論に当たる部分になるかと思えます。

では、全体構成を踏まえた上で、資料1-2で中間とりまとめ案の説明に入りたいと思います。事前にある程度目を通していただいていることを前提に、ポイントのみの説明とさせていただきます。

まず、1ページのところで「1 計画策定の背景と目的」でございます。ここは、今回の推進計画の策定の意義について述べておりまして、特に第2段落のところで「わたしたちは、地球の生態系の多様な機能に支えられていることを再認識し、その活動をできる限り地球環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、持続可能で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく必要がある」ことを謳っております。さらに、本県の取組みとして「これまでの大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会の形成を目指す」ということを述べております。

次に、「2 計画の位置付け」でございますが、これは前回の全体会でも説明ありましたように、条例に基づく推進計画（案）であるということ、県の長期総合計画の中でも述べられているということに記載しております。「3 計画の期間」につきましても、平成30年度頃を見据えながら、当面は県の長期総合計画と計画年次と合わせて5年計画とするということになっております。

次に2ページに移りまして、「4 現状と課題」ということで、ここでは「自然循環」、「資源循環」、「生活様式・行動様式」という3つの柱になっております。特に、福島県の条例において「自然循環」の項目を独自に規定しているということもありまして、第3段落で「人の活動は、自然から資源等を獲得することにより、その活動を維持発展させていきますが、持続可能な社会を形成していくためには、環境への負荷を自然の循環を阻害しない範囲に止めるよう低減することが不可欠であり、常にその活動が生態系の均衡を保つよう、すなわち自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮されなければならない」というような記述にしております。(2)の「資源循環」のところでは、先ほども申しました「大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムの転換」について謳っております。また、ここに線で囲んだ部分で「県内の物質フロー状況」というものがございますが、現在は文字で示されておりますが、最終の推進計画ではこの部分は分かりやすい図で物質フローを表現することを予定しております。

3ページの(3)の「生活様式・行動様式」のところでございますが、この部分も条例の規定を受けた上で一人一人の生活様式・行動様式に言及しておりまして、特に第3段落の「健全な自然環境を将来の世代に引き継ぐ使命を負ったわたしたちは、人の生命が自然の一部であり、自然環境の中で生かされていることを自覚し、これまでのものを中心とした価値観を見直し、心の豊かさや生活の質を重視し、環境への負荷の低減に資する取組みを自ら率先して実践することが必要です」ということを謳っております。さらに、最後の段落で「日本人の心には、元来、このような自然と人が共生する知恵と文化が内在しており、循環型社会の形成を目指すには、これらを改めて呼び起こし、意識改革や人材育成を図ることにより、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルに転換していく必要があります」との表現を入れており、このあたりの表現は条例の規定を具体化するような文言になっているかと思えます。

次に、4ページの(3)のところでございますが、これまでの部会での審議の中でも1つの大きな論点になりました「もったいない」の取扱いについてであります。5月の全体会でも、県として「もったいない運動」を支援していきたいとの説明がありましたけれども、委員の方からは「もったいない」と推進計画の関係でどういう扱いにするのかという

ことで、この間様々な意見交換を行ってきまして、それで最終的にはサブタイトルとしてその言葉を生かしたいとなりました。つまり、(3) のタイトルを「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会～「もったいない」の心が生きている社会～」にするということでありまして。また、本文では「日本の精神文化である「もったいない」の心が生かされ、ものを大切にする、人や自然を愛するなど、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着した社会」という表現になりました。「もったいない」という言葉の説明としましては、本文の所々にコラムという欄を設けまして、語句が出てきたところに補足説明を加えるということと説明をしております。なお、このコラム欄の下から2つ目の段落で説明をしております、後ほど事務局から資料で説明あるかと思いますが、県内の小・中・高校生を対象としましたアンケート結果で、実は小・中・高校生も「もったいない」という言葉をよく知っており、生活の中でももったいないという事柄が若い世代にも良く理解されているということが言及されております。

それから、5ページの方に移りまして、大きな6からは具体的な施策の展開ということになります。ここは、それぞれの項目を追う形で説明させていただきたいと思っております。まず、「(1) 自然循環の保全～自然と人が共生する社会を目指して～」ということで、冒頭に4行説明文を加えておりまして、そこに具体的な施策としましては「森林の保全、整備等」の項目から9ページの「県の工事等における健全な自然循環への配慮」まで記載しております。また、7ページの「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全」については、県として猪苗代湖の水環境保全条例を作って参りましたので、そのことにも言及しておりますし、8ページの「野生動植物の保護」につきましても、県では条例を制定し、希少野生動植物の保護等に取り組んでいるところでございます。

次に、「(2) 適正な資源循環の確保等～「ごみ」のない社会を目指して～」ということで、本文の方では「有限な資源の過剰な消費及び大量の廃棄物の排出が自然界に大きな負荷を与えていることにかんがみ、再生可能な資源が持続的に再生可能な範囲で利用されるとともに地域内でのその利用が促進されること、再生不可能な資源はその消費が抑制されること、また、技術的及び経済的に可能な範囲で適正な資源循環が確保されるよう、次の施策を行います」という記述をしております。そして、10ページからは具体的な施策を上げておりますが、まず「資源及びエネルギー消費の抑制」から13ページの「

環境の保全上の支障の防止及び除去等」までの各項目について記載しているところでございます。なお、「環境物品等への需要の転換の促進」につきましては、いわゆる国のグリーン購入法を受ける形で盛り込んだもので、「地産地消の促進」につきましても、県独自の施策の1つとして「県内における資源の利活用と地域経済循環の活性化に向けた地産地消の取組みは、エネルギー消費の抑制等環境への負荷の低減に資する効果もあることから、県民等のさらなる地産地消の促進に努める」との記述を盛り込んでおります。

次に、3つ目の柱であります「(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換～「もったいない」の心が生きている社会を目指して～」でございますが、ここも冒頭の部分を読み上げますと、「循環型社会の形成には、県民一人ひとりが、日常生活、学問・研究や事業活動などあらゆる場面において環境の保全が最優先されるべき課題と認識し、環境問題の解決方法について自ら考える能力を身に付けるとともに、自ら率先して取り組むことが必要であることから、「もったいない」や「足るを知る」など日本人に伝

統的に引き継がれてきた心を生かすなどの環境教育・学習により、意識や価値観の転換を促し、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着するよう取り組みます」というふうになっております。具体的な施策としては、「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」と「県民等の自発的な活動の促進」ということで、県内で取り組まれてきた「4R運動」、「マイバッグ運動」あるいは最近の「もったいない運動」といったものを紹介しております。

それから、「(4) 共通の施策」ということで、アンケート調査等を行う「調査の実施」、「科学技術の振興」では産、学、官における研究開発の推進といったことを謳っております。

次に、16ページに入りまして「7 計画の推進」について述べております。国の循環型社会形成基本法に基づく推進基本計画に対応して、県でも独自に条例と推進計画を策定しまして、具体的にそれぞれの主体ごとに役割を上げておりまして、まず(1)で県民の役割として「県民は、廃棄物等の排出者としての自覚と責任を持ち、環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう、次のことに取り組みます」と記述しております。次に(2)として民間の団体等の役割、(3)としまして事業者の役割のところでは「事業者は、排出者責任及び拡大生産者責任の考え方にに基づき、その事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう、次のことを心がけます」ということで、具体的な項目を挙げております。

そして、(4)として行政の役割がありまして、の市町村については一般廃棄物の処理責任者としての取組みについて述べておりまして、の県については「県は、循環型社会の形成に関する施策を総合的に調整、推進する立場から、次のことに取り組みます」ということで具体的な項目を記述しております。次に、「(5) 連携」ということで、大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルが全般に浸透しているわけですが、「今後、これまでの価値観を見直し、循環型社会にふさわしいライフスタイルに転換していくためには、県民、民間の団体等、事業者及び県や市町村の各主体がそれぞれの役割を果たしていただくだけでは大きな成果を上げていくができない」ため、それらの連携の必要性などについて、ここに挙げております。なお、作成中ではありますが、ここにもコラム欄を設けて連携の事例を紹介する予定でございます。

最後に、「8 進行管理」では、そこに記述されておりますような事項で進めていく予定でございます。なお、別表といたしまして、『別表1 「もったいない50の実践」(仮称)』や「別表2 数値目標」といったものを盛り込む予定でございます。

以上のようなことで、第1部会の方でこの間3回にわたりまして審議いたしまして、中間とりまとめ(案)ということできまして、御審議よろしくお願ひしたいと思ひますが、先ほど触れました「もったいない」に関するアンケート調査の件について、事務局より説明させていただきまして、その後、中間とりまとめ(案)の御審議をいただくということでお願ひしたいと思ひます。

中村会長

短時間ながら的確なご報告ありがとうございました。それでは、「もったいない」アンケート調査について、事務局からご説明願ひます。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

それでは、事務局の方から「もったいない」に関するアンケート調査の件についてご説明いたします。お手元の資料1 - 3をご覧くださいと思います。

この件につきましては、前回の審議会全体会、あるいはその他の関係会議でも、「もったいない」という言葉につきまして若い人たちがどれほど知っているのかという疑問の声がありまして、私どもの方で審議会の中村会長、中井部会長とも相談させていただきまして、今年の6～7月にかけて県内の小学生・中学生・高校生を対象といたしましてアンケート調査を実施いたしました。対象校につきましては、教育庁の協力をいただき、7つの地域からまんべんなく選ばせていただきまして、それぞれ小学生は5年生、中学生が2年生、高校生が2年生を対象といたしました。対象件数は全体で約2,500件、回収率は学校でのアンケートということで100%でございます。

具体的な調査の問いにつきましては、資料の8ページからでございます。これは小学生用のものですが、わかりやすく簡潔にということで問いを作りまして、問1～問6までにまとめております。10ページからは中・高校生用でございますが、小学生との違いは漢字の使い方とかふりがなを付けているとかの違いだけでございます。

それでは、内容につきましては1ページからご覧いただきたいと思います。

まず、1ページの問1『あなたは「もったいない」という言葉を知っていましたか』という問いに対しましては、小学生、中学生、高校生とも「もったいない」という言葉を知っているとの回答が共通して約98%になっていることがわかりました。

次に、2ページの問2でございますが、「もったいない」という言葉を誰から、何で知りましたかという問いに対しましては、これも共通して小学生、中学生、高校生とも父母、祖父母、次にテレビ・ビデオというのが多いわけですし、高校生では友人という回答も多くなっております。また、高校生ではその他という回答も若干多くなっておりますが、これは「いつの間にか」とか「自然に」とかいう回答が多いわけですし、他にも「日常会話の中で」とか「先輩」といった回答もございました。

それから、3ページの問3では、「もったいない」と思うことが今まで自分の生活ににあったかという問いに対しましては、「ほとんど毎日あったと思う」、「ときどきあったと思う」を合わせますと小学生では81%、中学生で85%、高校生では92%となっております。

次の4ページの問4では、どんなことを最も「もったいない」と思いますかという質問に対しましては、やはり共通しておりますが各世代とも「食べ物、飲み物を残して捨てること」が3割を超えておりまして、その次に「水道の水を出しっぱなしにすること」、「使っていない物や修理すれば使える物を捨ててしまうこと」の3つが上位でありまして、中学生では「テレビやパソコンのスイッチをつけたままにしておくこと」が3番目となっております。また、ここでも高校生はその他というのが若干ありまして、「人の才能」とか「お金を無駄に使うこと」、「欲しいと思った物を買って使わないこと」といった回答の他に、「このアンケートを行うこと」といった回答もございました。

次に、6ページの問5でございますが、「もったいない」ということを大切に作る社会を作るために、私たちは何をすればよいと思いますかという問いに対する答えも似通って

おりまして、小・中・高生とも「必要ない物は買わない、もらわない」、「いらなくなった物を譲り合う」、それから私たちにとっては嬉しいことだったのですが、「ごみを正しく分別する」が上位に入っております。この数字は年齢が高くなるほど高くなっておりません。

それから、その他の自由意見でございますが、合計900程度の意見がございまして、3割以上の方が書いていただいたということで様々な意見がございまして。その中で、いくつか紹介させていただきます。

(小学生、中学生、高校生それぞれから代表的な意見を抽出して説明する。)

この結果から、私どもとしましては、今まで懸念があったわけですが、大部分の人に理解されているということで理解していいのではないかという感想を持っております。

中村会長

以上のように、アンケートの結果についてご説明があったわけでございますけれども、それも頭におきまして、その前に第1部会から報告ありました中間とりまとめ案につきまして、ご意見・ご質問・ご提言がございましたらお願いいたします。

まず、全体でということが難しいようございましたら、資料1ページの1～3の項目までで何かありましたらお願いいたします。

第1部会で時間を超過して審議してきたものですので、完成度は高いかとは思いますが、何かありませんでしょうか。それでは、次に4～5ページの「4 現状と課題」のところ、何かお気づきの事がございませうでしょうか。

羽田委員

3ページの上の方の線で囲んであるところは、今後は図表化される予定なのか、その方がわかりやすいのでそうしてほしいかがございませうでしょうか。

中井部会長

先ほども少し触れましたが、ここの物質フローのところはわかりやすい図表で示すように作成中ですので、そのような形で対応したいと思います。

中村会長

それでは、次に「5 福島県が目指す循環型社会」の3つの柱のあたりで、何かご意見がありましたらお願いいたします。

羽田委員

4ページの(2)のところ、3Rに限らず、今は4Rと言われてはいますが、ここを3Rとした特別な理由というのがあるのでしょうか。

中井部会長

実は、同じ質問が第1部会の方でもあったわけですが、国の方では3Rということで推進しておりますので、ここではその取組みに足並みを揃えたいということになったわけで

す。

羽田委員

確かに国はそうなっているのですが、3 Rでは一番基本の部分が欠けているということもございますので、せつかく記述するのであれば私は4 Rにさせていただいた方がいいのではないかと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

3 Rというのは国で総理大臣が先頭に立って進めているわけですが、3 Rイニシアティブ閣僚会議というところで3 Rを世界に向けて発信しようということで、合意されております。

一方で、4 Rにつきましては、リフューズが入ってくるわけですが、国はこれはリデュースに含まれていると言っておりまして、この3 Rを使うという解釈になっております。さらに、マータイさんも4 Rという言葉を使っているのですが、その4 Rの1つはリペアー、修理とか修復ということで、国内には5 Rということをやっているところもありますので、それで先ほどのリフューズも含めてごみの発生抑制ということで、国とあわせて3 Rとしていいのではないかとというのが事務局の解釈でございます。

中村会長

ということで、3 Rのリデュースの中にリフューズも含まれているということでご理解いただきたいと思います。

その他にご意見ございますでしょうか。

新妻委員

「もったいない」のアンケートについてなのですが、コラムに記述される部分についてはこれはこれでいいんですけども、アンケート自体が問4、問5あたりがかなり誘導的だったなと思います。やはり、私たちは有形、無形のものに対してもったいないという言葉を使うと思うんですが、かなり環境に偏った質問になってしまって、非常に誘導的だったのではないかという感じがします。ただ、98%の人たちが「もったいない」ということを知っていて、後ろの方にある自由意見でも「もったいないという言葉を知らない人がいるのだろうか」という疑問を投げかけているものもあって、これがかなり浸透しているなということは十分分かりましたので、アンケートの結果としては十分理解できます。

中村会長

ご意見ありがとうございました。今後、同様なことに生かしていただければと思います。

それでは、「6 施策の展開」のところでは何かご意見等ございましたらお願いいたします。まず、(1)自然循環に関して、9ページの下の方のところまで何かありますでしょうか。

新妻委員

計画なので少し具体的な話が出てきてもいいのかとお話しさせていただくのですが、7ページのところに「下水道事業の推進により生活排水対策を進めます。」とか「雨水、下水処理水等の散水への利用や中水利用の促進」とか「雨水浸透枳、雨水浸透溝、雨水貯留槽、透水性舗装等の整備」という記述がありまして、それに関連したことで常々思っているのですが、下水と雨水タンクを一緒に工事ができるんですね。一般的に下水を作った段階で浄化槽を砂で埋めてしまいますけれども、あの浄化槽を清掃して、そのまま雨樋から雨水を流し込んで雨水タンクにする。そして、各家が1つの小さなダムを持っているということをしているところが、東京・新潟の方には結構あるんですね。福島県では、あまり雨水利用ということを書いてなくて、私は以前審議会の時にお話しさせていただいたんですが、これを抱き合わせて作ると工事費が全然かからないんですね。くみ上げるポンプを作る、流れをちょっと遮るだけで済みますし、今回の災害の時にも水が止まってトイレが使えないという騒ぎもありましたけど、水をためておけばいつでもトイレが使えるということなんですね。ですから、あわせてこういうことを進めていってほしいなということを考えていました。

それから、6ページの持続性の高い農業方式のことなんですが、たい肥化というのが具体的な施策の2番目に出ていますが、実は良質のたい肥をつくるというのは意外と難しいんですね。それで、たい肥化に限らずバイオガスにすると色々な方法があると思いますし、いま農水省がバイオマスに関して補助金から交付金にしてお金を出すようになってきますので、バイオマスということも加えていただきたいなと思っております。

中村会長

1つが雨水の有効利用ということ、もう1つがたい肥化の問題、それとバイオマスの記述ということで、3点ほど提案がありました。これについては事務局の方からお願いいたします。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

まず、全体的な話なのですが、今回のこの計画を作るに当たって各部局にまたがったものとなっております。また、各部局においては既に色々な個々の計画を持っておりまして、その中から県として循環型社会の形成に資する施策として、この計画の方にあえて挙げるべきものとして挙げてきております。

そういうことからしますと、下水道につきましてもバイオマスにしましても各々の計画を持っておりまして、具体的な内容としてここに記載したものよりも細かい施策を持っておりまして、そちらの方で具体的に書き込んでもらうように私の方からお話をすることでどうかと思います。特に、バイオマスにつきましても13ページに「バイオマス製品の利用促進」というところがございまして、そこにございまして県として「うつくしまバイオマス21」という総合指針を持っておりまして、国が施策化しているようなものはほとんどこの中に入っていると思っていただいても結構でございます。

ですから、ご提案のあったことは各部に具体的に伝えまして、各々の施策の中で実施していただけるようにお話ししますので、それでご了解いただきたいと思っております。

大越委員

部会の方で言い残したような気がして発言させていただきますけれども、6ページの「水産資源の適正な保存、管理等」のところで、ここでは海域における水産資源が主なもののように書かれておりますので、内水面、川とか湖の水産資源で生活している人もいるわけですので、その項目を少しどこかに加えていただきたいなと思います。

それと関連してなんですが、これは建設サイドで対応することになるのだと思いますけれども、県の管理する河川についても少し触れた方がいいのではないかと思います。9ページの方に道路のことは記述がありますが、河川における魚道の確保ということも大事なことなので、それもどこかに加えていただきたいと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

今のご指摘につきましては、その部分が読みとれないかなと思いますので、次回の部会までに検討させていただきます。

長澤委員

6ページの「持続性の高い農業生産方式の普及等」の具体的な施策の中の3番目の項目について、これは前回の部会の時もすいぶん発言させていただいたのですが、これはこれでよろしいんですけれども、「遊休農地の発生の防止と活用の促進を図ります」とありますが、実際に市ではその地域に住む農業者と消費者の方が知恵を出し合って非常に有効利用していて、それが色々なところで地産地消につながっているという例がございまして、現在そういうことができているところもあるので、ここの表現を「活用の支援と促進を図ります」というふうに支援、支援体制という言葉を入れていただきたいと思います。

実は原町市の方では、遊休農地を転作で小麦を作りまして、それが中国を初め上海とかで非常に喜ばれているということがございまして、そういった実際の活動の支援ということを入れていただきたいと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

この件につきましても、農林水産部の方と少し協議をさせていただいて検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

中村会長

それでは、その次の「(2) 適正な資源循環の確保等」のところで、14ページの最初の方までですが、何かございますでしょうか。

畠山委員

コラムについてですが、ここには今3つほど記載されていますが、11ページの最初のところで「廃棄物の発生抑制」ということが大きな課題として挙げられていますが、その背景に従来の大量生産・大量消費に対する反省があるわけです。それに対する対策案の1つとしては「もったいない」ということも出てますが、工業製品については修理して使え

る物は修理して使うということがあるわけです。そういう大きな対策があるわけですし、そういうことをコラムで、何を書くかというのはありますが、コラムという書き方で色々な手段があるとか技術的な方法があるとかということ表現していただいたら、インパクトがあっていいのかなと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

一番最後の19ページをご覧ください。そこに説明がありまして、今後コラム欄を追加する予定をしておりますが、まだどういう項目を挙げるのかということについては整理がされておらず、今までに質問とか疑義があった項目については若干コラムを設けておりますけれども、どういうものを挙げたらいいかにつきましても部会の方に諮りまして、必要なものは用語解説、コラム欄で取り上げていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

新妻委員

11ページの「 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進」のところですが、このところに『「福島県廃棄物処理計画」や「福島県ごみ処理広域化計画」の推進を図り』とありますが、「福島県ごみ処理広域化計画」というのは大型焼却炉の推進のことで、これは別の部会の方でもお話しさせていただいているんですが、大型焼却炉と循環型計画というのは矛盾するものだと思っております。この大型焼却炉ができることによって、その建設のための補助金は国から出るんですが、維持費がものすごくかかるし、地元の負担も非常に大きくなってきます。多くの自治体のごみ処理の経費のほとんどを焼却炉の維持費にあてていて、リサイクルに回されていないというのが現状でして、しかも24時間焼却炉を稼働するような大型焼却炉については、常にごみを確保しなければいけないということになってしまい、リサイクルに回すものまで燃やしてしまえということになってしまうんですね。環境省は今、廃プラについては燃やせとまで言っています。リサイクルできる資源まで燃やせと言っているんですね。大型焼却炉というのは、循環型社会形成推進計画に出てきたら矛盾するものがここに出てきているんですね。これに関しては具体的な施策については何も出ていなかったはずで、なぜここに入ってくるのかなという感じがするのですがよろしくをお願いします。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

この点につきましては、実は廃プラにつきましてはサーマル・リサイクルという考え方がありますが、国の審議会でも方向性はある程度出てきているようですが結論は出ていません。ですから、燃やすこと、埋め立てする前に体積を減らしてから埋め立てするという方法もまだ消えてはいないものから、いくなれば今は過渡期ということになるかと思っております。

このところは廃棄物処理計画と密接に関連を持つ部分ですから、その記述を外すということではできないと思っておりますので、これは当面は国の動向を見ながら、過渡期ということで入れさせていただいて、点検・見直しはございますので、その時にもう少し議論を深めまして、ごみ処理広域化計画そのものも含めまして循環計画の見直しの中で考えていけば

どうかなというふうに考えております。

新妻委員

これが廃棄物処理計画に入っているんだったらやむを得ないと思うんです。しかし、循環計画に入るということは非常に矛盾していると思うんですが、いかがでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

そのご意見を踏まえまして、私の方で廃棄物の担当部所ともう少し詰めていきたいと思
います。

中村会長

それでは、続きまして14ページからの「(3)心の豊かさを重視した賢い生活様式・
行動様式への転換」について、15ページのところまでで何かご意見等ございますでしょ
うか。

よろしゅうございますか。(- 特に意見なし)

それでは、15ページに「(4) 共通の施策」につきましては、いかがでしょうか。

羽田委員

15ページの下の方にある具体的な施策の中で、「内燃機関への植物油利用技術」とい
うのは分かるのですが、「新エネルギー発電システム」というのは具体的にはどういうこ
とを想定していらっしゃるのでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

申し訳ありませんが、ここは担当部の方に聞かないと中味を詳しくご説明できないので、
後ほどご説明させていただきたいと思ます。

中村会長

それでは、次に「7 計画の推進」のところですが、ここでは県民、事業者、県などの
それぞれの主体ごとに役割が述べられておりますが、18ページのところまででございま
すが、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

鈴木安利委員

色々な課題に対し計画を持って実行していく際に、この役割というのが非常に重要な要
素なのかなというふうに考えております。今回、自然循環、資源循環、生活様式と3つの
分野で課題を挙げておりますが、(1)の県民の役割を見たとき、廃棄物の排出者として
の立場だけで、いわゆる資源循環についてのみ強調されているのかなと、いわゆる生活者
としての自然循環や生活様式・行動様式に係る役割を明確にして記載したらよいのではな
いかと感じたところなのですが。

中井部会長

今の鈴木委員のご指摘のとおりだと思いますので、部会の方でこのところを少し広げて深めるような形で検討したいと思います。

畠山委員

県の役割についてのところなんです、ここで県の中での取組みは書かれているんですが、県から外への働きかけについては何か考えているのでしょうか。もし考えられているのであれば教えていただきたいのですが。

例えば、原子力の問題については非常に強力に情報発信していらっしゃるんですね。それほど強力なものというのは難しいんでしょうけど、何か県としてはそういう意識とかいうものはないんでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

まず原子力の話は別としてお話しいたします。この循環計画の取組みについては、県としては当然のこととして外へ向けて発信していくものと考えておりますし、ここの表現としましては、18ページの(4)の下から2つ目の項目のところ、「国や他の都道府県との調整に努めるとともに、広域的な対応」と述べておりまして、ここにはそういうことも含めて書いているつもりでございます。また、先日22日の国の中央環境審議会部会の方でも、県の循環計画についてもお説明させていただいて評価を得たところでございます。

中村会長

これで読みとれるかということについては、今後とも部会の方で検討していただきたいと思います。

福島委員

これはお願いという部分もあるんですが、(5)の連携のところ、それまで(1)県民から(4)行政のそれぞれの役割を挙げられていて、(5)のところ産学民官という表現が出てくるのですが、突然産学というのが出てくるというのも気にはなるのですが、確かに学の部分では色々なところで循環型に関する研究というものはされていますので、連携の事例のところいろんな取組みがされているということを紹介してもらえれば、この記述が生きるのかなと思います。

中村会長

これは、部会の方で、事務局にコラムの内容ということで検討していただきたいと思います。

それでは、最後になりますが18ページからの「8 進行管理」のところでご意見ありますでしょうか。こういう方向でよろしいでしょうか。

(特に意見なし)

中村会長

それでは、本日も若干の検討事項はあったわけですが、全体としましてはこのような形で中間とりまとめとしてよろしいでしょうか。

それでは、修正又は追加等の意見ありました点につきましては、できるだけ検討を加えることといたしまして、中間とりまとめ（案）を本審議会として承認することとしてよろしいかお諮りいたします。

（異議なし）

また、併せて修正や追加等につきましては、会長である私あるいは第1部会長の方に一任いただくということによろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、中間とりまとめ（案）を本審議会の中間とりまとめといたします。
では続きまして、事務局から今後のスケジュール等についてご説明願います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

はじめに、5月26日の諮問以来、熱心なご審議をいただき誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。

それでは、今後の日程ですが、資料1 - 4をご覧ください。

（資料4について、10月以降の日程を読み上げて説明する。）

前回ご説明しましたスケジュールからですと、部会を1回多く開催しました関係から若干遅れてはおりますが、全体のスケジュールとしてはそれほど影響はしないと考えておりますのでご了承お願いたします。

また、パブリックコメントの時にあわせて「もったいない50の実践（仮称）」も募集したいと考えておりますので、その点もご了解いただきたいと思います。

中村会長

今後のスケジュールということでご説明いただきましたが、パブリックコメントということで今の段階から県民に幅広く周知していくことは、最終的に県民の理解も得られやすくなることにつながると思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、第1部会におきましては、今後のパブリックコメントのご意見等を踏まえまして、さらにご議論を深めていただきますようお願いたします。

それでは、続きまして議事の2に移りたいと思います。

福島県廃棄物処理計画に係る指標の見直しについてでございますが、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれておりますが、まずは、一般廃棄物につきまして、事務局よりご説明をお願いたします。

事務局（渡辺一般廃棄物対策グループ参事）

一般廃棄物対策グループ参事の渡辺でございます。私から廃棄物処理計画におけますごみ排出量等の目標値の見直し案、このうち一般廃棄物関係についてご説明をさせていただきます。お手元の資料2-1をお開きいただきたいと思います。1の経緯でございますが、現在平成12年12月に策定をいたしました県の長期総合計画であります「うつくしま21」、これの重点施策体系の見直し作業を行っているところです。その中で、ごみ排出量、リサイクル率を引き続き指標とすることとしております。長期計画の見直しの手続き上、12月議会において同計画を審議、議決の予定でございますので、本日の環境審議会におきまして、当該指標の審議をお願いすることになった訳でございます。2番のごみ排出量でございます。基本的な考え方でございますが、その「うつくしま21」におきましては、2010年の県民の暮らしを表す代表的な指標の1つ、こういう言い方で平成22年度にごみの排出量を930グラム、1日1人あたり930グラムをめざすということにしております。また、第2期ごみ減量化リサイクル推進計画では、同じく22年度のごみ排出量の目標を同様に930グラムを使っております。

廃棄物処理計画は平成14年に作成しましたけれども、ここにおきましてこの考え方を引き継いでおりますが、計画見直しの中で新たに930グラムを指標として位置づけたいということでございます。現在の廃棄物処理計画ですと、総量で何トンという表示でございましたので、具体的に分かり易い形で930ということで、「うつくしま21」の指標として位置づけをしたいということでございます。なお、平成15年度現在でのごみ排出量は1040グラムでございます。今まで1043ということできておりましたが、確定値で1040グラムということになっております。まず、目標達成のためには、多大な努力、市町村も県もいろいろと皆さん方も、県民の方も努力が必要になるという状況でございますけれども、今後、各種施策を推進することによりまして、その目標を目指すことにしたいと言うことでございます。（2）の現状でございます。ごみは13年度をピークにやや減少傾向にございます。菱形ですね。右の方にいきまして、三角形の線は予測の数値でございます。下の方の四角は目標でございます。従って、予測に対してはかなりの努力が要る訳ではございますが、何とか、がんばっていききたいということでございます。その対策といたしまして、下に から に掲げております。930グラム、現在1040グラムですので、110グラム、生卵2個分程度だとは思われますが、この110グラムを減量いたしまして目標達成に向けていきたい。生活系、事業系、さらには の「もったいない」の心を生かした普及啓発、ごみ処理の有料化促進、生ごみの減量促進、容器包装リサイクルへの適正な対応、集団回収の促進、とこういう施策でございます。

次に裏をお開きいただいて、リサイクル率をご覧いただきたいと思います。これは、「うつくしま21」におきまして、環境への付加の少ないライフスタイルの実現にかかる施策の達成を計る指標の1つといたしまして、平成22年度にリサイクル率26%をめざしておるものでございます。以下、同様の考え方でございます。なお、平成15年度現在のリサイクル率でございますが、確定値で14.5%になっております。速報値では14.2でしたが、確定値で14.5%でございます。目標達成のためには、同じく、多大な努力が必要であるということでございますが、今後、各種施策を推進して、この26%を目指

していきたいということでございます。ちなみに全国のリサイクル率の平均は15.9%でございます。なお、注書きの3に国の基本方針、国はどこまで目標を掲げているのかという数字でございますが、平成22年度リサイクル率24%でございます。本県の場合、それにプラス2%上乘せいたしましたして、26%、何とか目標に掲げてやっていききたいということでございます。(2)のそれぞれの減量につきましては、上段の折れ線グラフが資源化の関係でございますし、下の方の折れ線グラフが集団回収の関係でございます。また、四角の表でリサイクル率26%の目標値、集団回収で8%、資源化で18%ということでございます。

(3)の集団回収量の対策ということで、現在、46市町村が集団回収を実施していただいておりますけれども、今後、さらに集団回収の実施を促していききたいということでございまして、それなりの努力をもって8%を目指していききたいということでございます。

4番目の資源化量の対策でございますが、それぞれからの対策をもって、18%を目指していききたい。特にからにつきましては、先ほど申し上げましたところでございますが、溶融スラグの利用促進等につきましても働きかけをしていききたいということでございます。以上、ごみ排出量の目標、さらにはリサイクル率の指標をこの数値で掲げさせていただきますしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

中村会長

続きまして産業廃棄物についての御説明をお願いいたします。

事務局(河津産業廃棄物対策グループ参事)

産業廃棄物対策グループの河津でございます。私の方からは産業廃棄物関係の新長計「うつくしま21」の指標について資料の2-2により御説明したいと思います。先ほど一般廃棄物対策グループ参事からありましたように、これにつきましては今回見直ししたいということで、産業廃棄物関係につきましては、指標となっておりますのは、目標年次を2010年とする産業廃棄物減量化・再生利用率でございます。現在の産業廃棄物は、処理計画の中では一番下の方の表をみていただきたいのですが、現計画の平成22年度の目標値ということで、排出量、724万トンに対して、再生利用・減量化量は674万トンということで、93%の目標値となっております。それに対して、今回、平成15年度のデータを元に、平成16年度にいろいろ予測した結果、更にその後の状況も踏まえて、どうなっていくかと予測したものが、次のページの下の方の表でございます。一番下の四角のトレンドにつきましては、現在の廃棄物処理計画の目標値です。それに対して平成15年度の結果、量としましては、673万トンから837万トンと百数十万トン増えてございます。これは第2部会の方でも御説明しましたけれども、この要因につきましては、製紙会社等の新しい大きな会社の進出によりまして大幅に汚泥が増えた、さらに下水道汚泥が増えたということでございまして、非常に排出量が多くなっているという現状でございます。その現状を踏まえて菱形の部分のトレンド、これにつきましては、その現状を踏まえて、平成22年までの排出量のトレンドを示したものでございます。その後16年度の結果、それから今年度の企業の聞き取り調査、こういったことを加味いたしますとグラフの上の方にありますけれども、実際にはばいじんが増えたり、建設廃材が増えたり、今後増

えることが予想されますので、そういった状況を踏まえ、上の方の三角のトレンド、この方向にトレンドするというので、このままいきますと平成22年度、886万2千トンという数字になります。これに対して今第2部会で審議をお願いしていますのは、目標値としては851万トンにさげますということです。こういうことを踏まえて、前のページに戻っていただきまして、まず実態調査の結果ということで、横長の図ですけれども、それによりますと、再生利用・減量化率につきましては、現計画の数値93%に対して、92%。逆に言いますと最終処分の率が目標値は7%ですけれども、予測でいきますと8%になります。更に、先ほど言いました個別の事情を踏まえても22年度におきましては、このままいきますと、再生利用・減量化率に関しましては92%、最終処分量につきましては8%です。いずれも今の計画を上回ってしまうことが予測されています。これらをもとに(3)の方にございますけれども、今回の目標値につきましては、現計画と同じように再生利用・減量化量につきましては、93%まで上げていきたい。逆に言いますと最終処分量の方を、現在の目標値と同じように7%に抑えたい。その効果ですけれども、新たな要因を加味した予測値、その最終処分量をみていただきたいのですが、このままいきますと69万トンの最終処分量になります。それに対して、さきほどいいましたように8%から7%にすることで59万6千トンまで下げるというようなことで、実質的には14%位の減になりますというのが、今回の御提言の趣旨でございます。ただ、(3)の中頃に書いてありますように、国では廃掃法に基づき基本方針を定めておりますけれども、この中では再生利用・減量化率については93%、最終処分量については7%というように、国と同じような目標値を定めています。それからもう一点ございますのは、第2部会の方に御審議をお願いしておりますけれども、排出量、それから再生利用量、減量化量、最終処分量、こういった数値目標につきましては、今後第2部会の方で御審議いただきまして、見直し目標値はあくまでも93%ですね、いわゆる率、再生利用・減量化の率ということでご御理解いただきたいと思っております。93%で今回の新長計の指標としていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

中村会長

ただ今、福島県の廃棄物処理計画にかかる指標の見直しにつきまして、一般廃棄物の指標の見直しこれは930グラム/人・日としたい、それから産業廃棄物の指標の見直し、これにつきましては93%としたいということでございますけれども。ただ今の御説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

こういうことでよろしいでしょうか。なお、第2部会の方では廃棄物処理計画について御審議を進めていただくということでございます。

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局より案が示された指標そのものにつきましては、各委員の方から承が得られているというふうにお考えして、事務局の案のとおり承認するというふうでよろしいでしょうか。

それでは、事務局より今後の日程等につきまして、御説明がございましたら、よろしくお願ひします。

これにつきましてはよろしいでしょうか。

それでは議事の3その他についてでございますけれども、委員の皆様や事務局の方から何かございますか。

事務局（木村大気環境グループ参事）

資料の3をお手元にお配りしておりますが、騒音規制法等につきまして、市町村合併がございまして、これに基づきまして指定地域の見直しの作業が発生してございます。それについて考え方を御説明申し上げまして、御了承いただければと考えております。資料3でございますが、合併市町村等における指定地域等の設定、1番でございます。それにかかる環境基準の類型当てはめ、そのほかに騒音規制法などございますが、振動規制法、悪臭防止法、そしてまた福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜騒音規制地域ということで、全部で5つほどの指定地域が県内の市町村に指定してございます。これらにつきまして、今後、4に掲げてあります合併市町村が予定しておりますところにおきましては、今後、指定地域の見直しがせまっております。そのこの考え方としまして、3の(1)に基本的には都市計画法に基づく用途地域で指定してございますので、旧市町村の意見を聞いた上で新市町の用途地域を基本として指定すると。それから、(2)でございますが、今回は市町村合併による見直しでございますので、事務的に用途地域に基づいて行うことに結果的になろうかと考えております。従いまして、合併後の新たな指定地域につきましては、新たに指定地域がありましたということで御報告させていただければと考えております。よろしく申し上げます。

中村会長

ただ今、市町村合併に伴う騒音にかかる環境基準の類型当てはめ指定地域等の設定につきまして、このような基本的な考え方で事務局の方で進めたいということでございますけれども、こういう方向で審議会としまして御了承いただけますでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それではこのような方向で事務局、よろしく願いしたいと思えます。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

先ほど、後ほど調べてきますということで、新エネルギーの件ですけれども、新エネルギーは風力発電の新しい仕組みのものを開発したいというようなことございました。ということで、先ほどの解説にしたいと思えます。

中村会長

委員の皆様方、よろしいでしょうか。

委員の皆様の方からなにかございますか。

鈴木委員申し上げます。

鈴木委員

連休のせいか、この資料が今朝役場に届いたということで、もうちょっと早く送ってもらいたいと思えます。

中村会長

資料の送付ということで、部会そもそもが日程的なところもございますが、また、部会でもいろんな議論が出てございまして事務局の方でもそれを取りまとめるのにご苦労されたことあるかと思えます。ただ、今後、できるだけ、ことに今回連休が入ったこともあり、ご迷惑をおかけしたことがあったかとは思えます。私の方からお詫び申し上げたいと思えます。今後、気をつけたいと思えます。

他によろしいでしょうか。

それでは本日の議事を終了したいと思います。

それでは、審議に御協力をいただきましてありがとうございます。本当にいろいろどうもありがとうございました。

司会（小檜山企画主幹）

以上もちまして、本日の環境審議会を終了いたします。長時間にわたり御審議をいただきありがとうございました。